

平成19年度健康優良家庭表彰

健康優良家庭とは、決められた期間、医療機関に一度もかからず、国保税も完納され、さらに、健康優良家庭の趣旨から、住民健診（人間ドック等）の受診もされている家庭です。

今回の表彰は、**3力年特別表彰**（平成16年3月～平成19年2月）と、**1力年表彰**（平成18年3月～平成19年2月）で、それぞれの期間、健康で過ごされた家庭として表彰します。

3力年特別表彰（敬称略） 〔6世帯〕

町名	行政区	氏名
南多久	長尾	林口 邦正
南多久	泉町	三崎アキヨ 江藤 敦子
多久	下鶴	深川 政英
多久	桐岡	岡村クニ子
北多久	横柴折	岡野 幸治

1力年表彰（敬称略） 〔22世帯〕

町名	行政区	氏名
東多久	北坊	秋永 繁子
東多久	別府一区	溝口 房江
東多久	池ノ平	吉丸トメ子 藤瀬 正和
東多久	瓦川内	小田島和茂 中島マサ代
南多久	中小路	森永ヤスノ 牟田 善臣
南多久	牟田辺	牟田 善臣 川副タツエ
多久	東の原	白木スマ子 山下セツ子
多久	明治佐賀	樽岡ヤエ子 野畑 良二
西多久	山口	尾形 勝秋
西多久	平古場	蒲原 春士
北多久	横柴折	酒井 弘幸 中山 重之
北多久	高木川内	冬野 エイ 藤原 幸子
北多久	中多久	平嶋ツタエ 梶川サチエ
北多久	砂原	椰野 文三

問い合わせ

市民生活課 国保年金係

☎ 75-6116

年金時効特例法が施行されました

時効消滅分も給付へ

平成19年7月6日の「年金時効特例法」の施行に伴い、年金記録の訂正による年金の増額分は、5年間の時効により消滅した分も含めて、ご本人または遺族の方へ全額をお支払いすることができるようになりました。

対象となるのは、時効消滅により受け取ることができなかった年金の増額分などがある次の方です。

すでに年金記録が訂正されている方

① 年金記録の訂正により、年金額が増えた方

② 年金記録の訂正により、年金受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることになった方

③ ①や②に該当する方が亡くなっている場合は、その遺族の方

今後、年金記録が訂正される方

④ 今後、年金記録が訂正された結果、①～③と同様に年金額が増える方

必要な手続きは？

年金の受給開始後、すでに年金記録が訂正されている方

社会保険庁から、あらかじめ必要な事項を印刷した用紙を平成19年9月より順次発送しております。また、今すぐに手続きをしていただくこともできます。

その場合は、佐賀社会保険事務所に具体的な手続きをお問い合わせください。

今後、年金記録が訂正される方

記録訂正の手続き以外に特別な手続きは必要ありません。自動的に5年を経過した分の年金額もお支払いします。

問い合わせ

○ねんきんダイヤル

☎ 0577-051165

（8時～22時）

佐賀社会保険事務所

☎ 31-4191

多久市 市民生活課 国保年金係

☎ 75-6116